

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義

この法律において、「有害液体物質」とは、油以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるものに加え、海洋施設等において管理されるものをいうこととする事。

(第三条関係)

第二 海洋汚染の防止

一 未査定液体物質の輸送の禁止

何人も、環境大臣による査定が行われた後でなければ、船舶により未査定液体物質を輸送してはならないこととする事。

(第九条の六関係)

二 海洋施設からの有害液体物質の排出の規制

海洋施設からの有害液体物質の排出を禁止するとともに、有害液体物質の取扱いを行う一定の海洋施設の管理者は、有害液体物質記録簿の備付け等を行わなければならないこととする事。

(第十八条及び第十九条関係)

三 排出時の通報

大量の油の排出があつた場合等と同様に、海洋施設等の管理者は、大量の有害液体物質の排出があつたとき又はそのおそれがあるときは、最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととする。

(第三十八条関係)

四 防除措置等

1 大量の特定油の排出があつた場合と同様に、大量の油（特定油を除く。）又は有害液体物質の排出があつたときは、船長等は、排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続き油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去（以下「排出油等の防除」という。）のための応急措置等を講じなければならないこととする。

(第三十九条第一項及び第二項関係)

2 海上保安庁長官は、大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあり、緊急にその排出を防止する必要があるときは、船長等に対し、当該油又は有害液体物質の抜取り等必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

(第三十九条第五項関係)

3 一定の海域を貨物として油（特定油を除く。）又は有害液体物質を積載して航行する船舶の船舶所

有者は、排出油等の防除のために必要な資材を備え付け、機械器具を配備するとともに、排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかなければならないこととする。

(第三十九条の五関係)

4 海上保安庁長官は、船舶の沈没又は乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

(第四十条関係)

5 一定の規模以上の有害液体物質保管施設の設置者等は、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととする。

(第四十条の二関係)

第三 海上災害の防止

一 海上保安庁長官は、危険物の排出があつた場合において、海上災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、引き続き危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生

の防止等必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとすること。 (第四十二条の二関係)

二 海上保安庁長官は、危険物の海上火災が発生した場合において、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、消火、延焼の防止等必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとすること。 (第四十二条の三関係)

三 船長等は、危険物の排出が生ずるおそれがあるときは、最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならぬこととともに、海上保安庁長官は、緊急にその排出を防止する必要があるときは、船長等に対し、当該危険物の抜取り等必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとすること。

(第四十二条の四の二関係)

第四 独立行政法人海上災害防止センターの業務等

特定油が排出された場合と同様に、海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、一定の要件を満たすときは、独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)に対し、排出油等の防除のための措置を講ずべきことを指示することができることとする。とともに、センターは、海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施することとする。

こと。

(第四十二条の二十五及び第四十二条の二十六関係)

第五 その他

- 一 海上保安庁長官が作成する排出油の防除に関する計画の対象に有害液体物質を加えることとするとも、排出油の防除に関する協議会に、有害液体物質を輸送する船舶の船舶所有者等を加え、排出油等の防除に関する協議会とすることとする事。
- 二 所要の罰則規定を整備することその他所要の改正を行うこと。

(第四十二条の五及び第四十三条の六関係)

第六 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。
(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めること。
(附則第二条から第五条まで関係)
- 三 関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第六条から第十条まで関係)